

第 号

令和 年 月 日

## 行政文書不開示決定通知書

様

(開示請求者)

印

(行政機関の長)

令和 年 月 日付けの行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

### 1 不開示決定した行政文書の名称

### 2 不開示とした理由

\* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、中央労働委員会会長に対して審査請求することができます。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

\* 担当課等 中央労働委員会事務局総務課文書広報係 TEL 03-5403-2112  
東京都港区芝公園1-5-32 労働委員会会館3階